

熊野圏域県管理河川水防災協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第198号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「熊野圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川的能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確かなものにするを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 4 座長は、別表-1の職にある者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、別表-2の職にある者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成
- 3) 「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県熊野建設事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成 29 年 5 月 25 日から実施する。

本規約は平成 30 年 6 月 28 日から実施する。

本規約は令和元年 8 月 2 日から実施する。

別表-1 熊野圏域県管理河川水防災協議会 委員名簿

所属		役職名
熊野市		市長
御浜町		町長
紀宝町		町長
気象庁	津地方気象台	台長
国土交通省 (オブザーバー)	中部地方整備局地域河川課	課長
三重県	紀南地域活性化局	局長
	熊野建設事務所	所長

別表-2 熊野圏域県管理河川水防災協議会 幹事名簿

所属		役職名
熊野市	建設課	課長
	防災対策推進課	課長
	健康・長寿課	課長
御浜町	建設課	課長
	総務課	防災特命監
	健康福祉課	課長
紀宝町	基盤整備課	課長
	総務課	課長
	福祉課	課長
気象庁	津地方気象台	防災管理官
国土交通省 (オブザーバー)	中部地方整備局地域河川課	課長補佐
三重県	紀南地域活性化局地域活性化防災室	副局長兼地域活性化防災室長
	熊野建設事務所	副所長兼室長